給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字向山204番地４
再生債務者　佐藤　孝之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年８月５日まで
平成22年７月22日　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（再ロ）第１００１８号
東京都杉並区上高井戸２―11―40―106
再生債務者　野村　道彰
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年８月５日まで
平成22年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第９号
宮城県黒川郡富谷町ひより台１丁目31番地８
再生債務者　名取さつき
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年８月12日まで
平成22年７月22日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第５号
神戸市北区鈴蘭台南町１丁目４番35号
再生債務者　鳥山　吉一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年８月12日まで
平成22年７月22日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第５号
青森県弘前市大字堀越字柳田144番地３
再生債務者　齊藤　康章
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年８月13日まで
平成22年７月23日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再ロ）第１号
山口県周南市大字須々万本郷2609番地
再生債務者　重村　悟志
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年８月20日まで
平成22年７月23日　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（再ロ）第３号
鹿児島県いちき串木野市京町80番地１
再生債務者　鴨川　早苗
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年８月20日まで
平成22年７月23日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第６号
青森県北津軽郡鶴田町大字大性字一本柳32番地６
再生債務者　棟方　寿生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月22日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１０２２２号
千葉県柏市松葉町６―13―14―Ｂ―３
再生債務者　鈴木　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年７月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第２７号
大阪府東大阪市横小路町４丁目１番７号
再生債務者　海野　憲一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年７月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１号
福島県郡山市安積町成田字成田77番地
再生債務者　菊地　広行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年７月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月22日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２２年（再ロ）第２号
鹿児島市唐湊１丁目20番19―406号
再生債務者　黒田　　努
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月20日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第７号
神奈川県平塚市西真土１丁目７番55号
再生債務者　吉田　　健
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年７月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月22日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２１年（再ロ）第８号
神奈川県平塚市西真土１丁目７番55号
再生債務者　吉田志保子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年７月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月22日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２２年（再ロ）第２号
神戸市須磨区大田町８丁目１番13号
再生債務者　金本こと　金　　俊宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年７月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年７月22日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

企業年金基金変更公告

全国労働金庫企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のように公告する。
１．新事務所の所在地　東京都千代田区神田駿河台１丁目２番地５号
２．旧事務所の所在地　東京都千代田区神田駿河台２丁目５番地
３．変更年月日　平成22年８月１日
平成 22 年８月２日
全国労働金庫企業年金基金
理事長　大川栄八郎

解散の公告

解散
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年六月二十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月三十日
掲載頁　二三三三頁（号外第一三七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月三十日
掲載頁　二三三三頁（号外第一三七号）
平成二十二年八月二日
栃木県大田原市上石上字東山一八四三番地
（甲）株式会社タイコーデバイス
代表取締役社長　岡　　清孝
東京都港区高輪二丁目二一番二八号
（乙）株式会社タイコーデバイステクノ
代表取締役社長　岡　　清孝